

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業の実施
について（通知）
計4枚（本紙を除く）

Vol.586

平成29年3月28日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3959)
FAX：03-3595-4010

老発0327第4号
平成29年3月27日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業の実施について

介護人材の処遇改善については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）及び「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）を受けて、臨時に平成29年度介護報酬改定を行い、介護職員処遇改善加算について新たな区分を創設し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施したところである。

各介護サービス事業所における介護職員処遇改善加算の取得を促進し、もって介護人材の処遇改善を図るため、別紙のとおり「介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業実施要綱」を定め、平成29年4月1日から適用することとしたので、本事業の円滑な実施について十分配慮願いたい。

なお、都道府県においては、貴管内市町村にも周知されるよう特段の御配慮をお願いする。

介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業実施要綱

第1 事業の目的

介護人材の処遇改善については、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、総合的な介護人材確保対策の1つとして、「平成29年度からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を行う。」とされ、また、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)においても、「介護保険制度の下で、介護人材の処遇については、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を平成29年度から実施する。」とされた。

これらを踏まえ、平成29年度に臨時に介護報酬改定を行うことにより、介護職員処遇改善加算を拡充し、月額平均1万円相当の処遇改善を図ることとしたところである。

本事業は、今般の処遇改善を臨時の介護報酬改定により実施することに鑑み、都道府県等が行う事業所への周知や、新たに拡充する加算の取得に係る助言等の取組を支援し、各事業所における処遇改善加算の取得を促進することとする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び市町村等(指定都市、中核市、特別区、その他市町村、広域連合等を含む。以下同じ)とする。

ただし、第3に定める事業内容2については、都道府県及び指定都市とする。

第3 事業内容

事業内容は、次に掲げる事項とする。

1. 制度の周知・広報
2. 事業所への助言・指導
3. 申請に対する審査業務体制の確保

1. 制度の周知・広報に係る事項

(1) 趣旨

今般の介護人材の処遇改善は、臨時の介護報酬改定により実施するものであるため、事業所や介護職員向けのリーフレット等の作成や、連絡会議等の開催等によって、都道府県から市町村等に対し、または各自治体から事業所や介護職員等に対し改定内容について十分に周知を行う。

(2) 事業例

- a. リーフレットやポスター等の広報用媒体の作成、配布
- b. 周知に係る連絡会議等の開催
- c. 介護職員処遇改善計画書及び同実績報告書等の印刷

(3) 留意点

介護職員処遇改善計画書及び同実績報告書の様式については、厚生労働省から別に通知する様式を参考にすること。

2. 事業所への助言・指導に係る事項

(1) 趣旨

介護職員処遇改善加算を取得するためのキャリアパス要件に係る相談について、個別の事業所からの相談に応じるための体制を構築し、きめ細やかに対応することで、介護職員処遇改善加算の申請・取得を促進させる。

(2) 事業例

- a. 事業所からの相談に応じる専用コールセンターの設置
- b. 専門的な相談員（社会保険労務士等の本事業を行うために必要な知識及び経験を有する者）を事業所へ派遣する又は専用ブースを設置するなどし、事業所に対し加算取得に必要な賃金規程の整備の具体的手順や、規程の内容に係る助言等を行う。

3. 審査業務体制確保に係る事項

(1) 趣旨

今般の臨時の介護報酬改定により、都道府県及び市町村等においては、当初予定していなかった加算の取得申請に対する審査業務の急激な増加が見込まれることから、この審査業務を滞りなく実施するために必要な体制の確保を行う。

(2) 事業例

- a. 審査に必要な非常勤職員等の人員等の確保

(3) 留意点

地域密着型サービスの指定権者は市町村であるが、審査体制の効率的な確保の観点から、都道府県が一括して非常勤職員等の人員等を確保し管内市町村等に配置することとしても差し支えない。

第4 報告

都道府県及び市町村等は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

第5 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する費用については、厚生労働省が別に定める「介護保険事業費補助金交付要綱」に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

第6 施行期日

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。